

改正

平成24年11月14日告示第136号

流山市広告掲出要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市の新たな財源を確保し、これにより市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図るため、市の財産を広告媒体として活用し、有料による広告を掲出することに関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 広告媒体 市の財産のうち広告の掲出が可能なものとして市長が別に定めるものをいう。
- (2) 広告料 広告媒体ごとに市長が別に定める広告を広告媒体へ掲出する対価をいう。

(掲出できる広告の範囲)

第3条 法令（条例を含む。）及びこの要綱（以下「法令等」という。）に定めのあるもののほか、次の各号のいずれかに該当するものは、広告媒体への広告の掲出をすることができない。

- (1) 法令等に違反するもの又は反するおそれがあるもの
- (2) 美観風致を害するおそれがあるもの
- (3) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- (4) 政治活動及び宗教活動に関するもの
- (5) 意見広告及び個人の宣伝に関するもの
- (6) 公の秩序又は善良の風俗に反するもの又は反するおそれがあるもの
- (7) その他広告媒体に掲出する広告として適当でないと市長が認めるもの

2 前項に定める基準の細目は、市長が別に定めるものとする。

(広告の掲出の申込み)

第4条 広告媒体へ広告の掲出を希望する者（以下「広告掲出希望者」という。）は、当該広告の案を添えて申込書を市長に提出しなければならない。

(広告の掲出の決定等)

第5条 市長は、前条の申込書の提出があったときはその内容について審査し、可否を決定し、そ

の旨を当該申込書を提出した広告掲出希望者に書面で通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による可否の決定に際し疑義が生じたときは、第7条に規定する広告審査委員会に審査させるものとする。

(広告料の納入)

第6条 前条第1項の規定により広告の掲出を可とする通知を受けた広告掲載希望者は、広告料を市長が指定する期日までに納入しなければならない。

(審査機関)

第7条 広告掲出等に関し疑義が生じた場合の審査機関として、広告媒体の性質に応じて広告審査委員会を設置するものとする。

- 2 広告審査委員会に委員長を置く。
- 3 前項に定めるもののほか、広告審査委員会の構成については、市長が別に定めるものとする。

(会議の開催等)

第8条 広告審査委員会の委員長は、第5条第2項の規定により市長から審査の指示があったときは、速やかに広告審査委員会を招集し、審査を行うものとする。

- 2 広告審査委員会の会議は、委員長がその議長となる。
- 3 広告審査委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 4 広告審査委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 5 委員長は、必要があると認めたときは、広告審査委員会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。
- 6 委員長は、広告審査委員会の会議の結果を速やかに市長に報告しなければならない。

(委任)

第9条 この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成24年11月14日告示第136号抄）

(施行期日)

- 1 この告示は、公示の日から施行する。

(適用除外)

- 4 この告示の施行の際、現に存する無償による提供を受けている広告入り封筒、その広告主、広

告内容、封筒無償提供者については、この告示の規定は適用しない。